

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年7月23日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 6件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	2号機	運転日誌が旧様式を使用して作成されていたことを確認した。新旧様式の項目に変更は無く記録内容には影響なし。	
2	4号機	原子炉補機冷却海水系ポンプ(B)出口圧力が変動を繰り返していることを確認した。当該圧力の状況を監視。	
3	5号機	循環水ポンプ(A)(C)モータ上部軸受のフローグラス(配管内の冷却水の流れを確認するための窓)の指示が固着していることを確認した。当該フローグラスを点検・修理。	
4	5号機	原子炉建屋付属棟高電導度廃液系バルブ室における照明器具の点検時、故障を確認した。当該照明器具を修理。	
5	6号機	主蒸気配管閉止プラグ装置の操作盤において、表示ランプが機器の状態と合わない点灯状態になることを確認した。当該装置を修理。	
6	その他	固体廃棄物貯蔵庫内において、配置されたドラム缶により、一部の避難経路が通行できないこと、及び一部の通路誘導灯が視認できないことを確認した。当該ドラム缶を移動。	